

## 平成 29 年 3 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 29 年 3 月 17 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 50 分
場 所	秦野市役所教育庁舎 3 階大会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 片山 恵一 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 生涯学習課長 佐藤 正男 教育部参事 鈴木 健次 図書館館長 石井 勇次 教育総務課長 山口 均 教育総務課課長代理 守屋 紀子 学校教育課長 遠藤 秀男 (庶務担当) 教育指導課長兼 教育総務課 教育研究所長 佐藤 直樹 庶務担当主事補 山口 優真
傍聴者	2 名
会議次第	<p style="text-align: center;"><b>3 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議</b></p> <p>日 時 平成 29 年 3 月 17 日 (金) 午後 1 時 30 分</p> <p>場 所 秦野市役所教育庁舎 3 階大会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 平成 29 年 4 月の開催行事等について</p> <p>(2) 秦野市議会第 1 回定例会報告について</p> <p>(3) 臨時代理の報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 報告第 3 号 秦野市立小中学校管理職の退職の内申について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 報告第 4 号 秦野市立小中学校管理職の任免の内申について</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 報告第 5 号 教育委員会事務局職員(課長代理級以上)の任免について</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 報告第 6 号 教育委員会職員(園長及び教頭)の任免について</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 報告第 7 号 秦野市部等設置条例等の一部を改正することに係る教育委員会の意見聴取について</p> <p>(4) 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について</p>

	<p>(5) 就学指導の結果報告について</p> <p>(6) 教育支援教室いずみ事業報告について</p> <p>(7) 教科学習支援員の活動報告について</p> <p>(8) 平成28年度幼小中一貫教育の取組について</p> <p>(9) 第30回夕暮祭短歌大会（作品募集）について</p> <p>4 議 案</p> <p>(1) 議案第10号 平成29年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について</p> <p>(2) 議案第11号 秦野市立西中学校運営協議会委員の任命について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会規則を制定することについて</p> <p>(2) 秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例施行規則の一部を改正することについて</p> <p>(3) 秦野市部等設置条例等の一部改正に伴う秦野市教育委員会規則等の一部を改正することについて</p> <p>6 選 挙</p> <p>(1) 秦野市教育委員会委員長の選挙について</p> <p>7 その他</p> <p>8 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

それでは、ただいまから3月定例教育委員会議を開催いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、「会議録の承認」についてですが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

—特になし—

望月委員長

よろしいですか。

なお、秘密会につきましては、ご意見、ご質問がある場合は、会議終了後、事務局に申し出てください。

それでは、ないようですので、会議録を承認します。

次に、3「教育長報告及び提案」の(3)臨時代理の報告について、ア、報告第3号「秦野市立小中学校管理職の退職の内申について」、イ、報告第4号「秦野市立小中学校管理職の任免の内申について」、ウ、報告第5号「教育委員会事務局職員（課長代理級以上）の任免について」、エ、報告第6号「教育委員会職員（園長及び教頭）の任免について」は、人事案件となりますので、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

望月委員長  
教育長

—異議なし—

よって、(3)ア、イ、ウ、エは秘密会といたします。

それでは、教育長の報告及び提案についてお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。資料1をご覧くださいと思います。「平成29年4月の開催行事等」について、ご説明いたします。

まず、4月1日から6月30日までですが、桜土手古墳展示館で「春季 特別展」を開催いたします。昭和の波多野～暮らしと道具展～ということでございます。

同じく4月1日土曜日ですが、広畑ふれあい塾開講式を行います。ふれあいプラザになります。

4月3日月曜日ですが、辞令交付式、新採用・転入者等を含めまして辞令交付を行います。教育庁舎を使います。

4月4日火曜日ですが、教育指導助手研修会がございませう。同じく4日の午後になりますが、特別支援学級介助員研修会を行います。

4月5日と7日と分かれています、これは幼小中の入学式、始業式、入園式ということでございます。

4月10日、定例記者会見、日刊紙と地方紙です。

4月11日火曜日ですが、第1回園長・校長会を教育庁舎で開催します。後ほど説明があると思いますが、年度最初の園長・校長会ですので、教育委員の皆様にはぜひ都合をつけていただければと思っております。

次のページですが、4月11日と25日、例月のブックスタート事業でございます。

4月15日土曜日、市のPTA連絡協議会総会が本町公民館で行われます。

4月18日が全国学力・学習状況調査でございます。

4月19日が4月の定例教育委員会会議を予定しております。当初の予定が県の教育長会議と重なってしまいましたので日程変更させていただきました。

4月20日、中学校教育研究会、中教研の総会がございませう。

4月23日から5月12日まで、こどもの読書週間でございませう。図書館で行事を開催いたします。

4月27日が保育・教科等指導員会議、教育庁舎で実施いたします。

4月28日が婦人団体連絡協議会、婦人会の総会でございます。本町公民館です。

教育部長

同日に、幼稚園教育研究会総会が重なっておりますが、この予定でございます。

この後は教育部長から説明いたします。

それでは、私からは、資料2「平成29年秦野市議会第1回定例会報告」をさせていただきます。

まず、議会の日程のところ、一番下に、最終日が3月23日ということでございますので、これまでの間、一般質問までを私からご報告させていただきたいと思っております。

それでは、1ページ目をご覧くださいと思います。まず、今回、新年度の予算が絡む議会となります。代表質問がまず行われてございます。7党派から、教育に係るものは17項目についてご質問がございました。主だったものについてご説明させていただきます。

まず、今井実議員でございます。公共施設の現状と今後の課題ということで、中身は、宮永岳彦記念美術館について、公共施設再配置計画の中でカルチャーパーク内への移転を検討というくだりがございます。それを受けて、現在の進捗はどうかというご質問でございます。それから、学校トイレの洋式化・快適化についての今後の狙い、内容といったことについてご質問がございました。

その下の相原學議員でございますが、まず、図書館についてご質問がございまして、視察で行った伊万里市の図書館のことでございまして、図書館条例の趣旨、図書館の設置趣旨と言ったらいいのですか、その辺の規定をしっかりと、思いというか考えを入れたらどうかといった中身の内容でございました。それから、新東名の建設に伴って埋蔵文化財の発掘が行われているわけですが、その遺物について活用をというような趣旨のご質問でございます。

2ページ目でございます。大野議員からは大きく6点についてご質問がありました。まず、西中学校の体育館の複合化について、今後の取り組みの状況、それから教育課題という形で、コミュニティスクールの今後の展開、そして、英語教育について、どのように捉え、実践していくのかというご質問、それから、中学校給食の研究の現状はどのようなか、いじめ・不登校、暴力行為について、本市の発生状況はどのようなか、それから、教職員のパソコンを平成21年度に導入しているわけですが、その導入効果はどのようなかというご質問でございました。

そして、木村眞澄議員でございますが、コミュニティスクールの検証結果と今後の展開はどのようなかというご質問でございま

す。

次、4ページへ行きまして、横山むらさき議員でございますが、いじめ・不登校についてということで、教職員の資質向上という観点からのご質問でございます。それから、特別支援教育の充実ということで、通級指導教室の充実に向けて見解を伺いたいという内容でございます。最後に、子どもの読書活動の推進ということで、「ビブリオバトル」、それから「読書通帳」という具体的な事例を挙げられまして、どのように考えているかというご質問でございます。

代表質問最後になりますが、露木議員からご質問がございまして、1つは、西中学校の多機能型体育館整備構想を今年度策定しておりますが、構想はどのようなか、それから今後のスケジュールはどのようなかというご質問でございます。それから、みなみがおかの公私連携幼保連携型認定こども園への移行を進めているわけですが、そのこども園化について、移行を見直すべきと考えるがどのようなか、それから、今後の保護者との対応はどのようなかという趣旨のご質問でございます。代表質問は、市長及び教育長からご答弁させていただいております。

続きまして6ページをご覧くださいと思います。予算特別委員会ということで、文教福祉分科会は3月3日に開かれてございます。

文教福祉分科会の内容でございます。7人の委員の方々から、たくさんのご質問をいただいております。時間の都合で一つひとつ言うのは省略させていただきますが、後日、内容についてはご覧いただければと考えてございます。

そうしましたら、飛びまして15ページ、総務常任委員会付議議案ということで、教育委員会会議にも諮らせていただいておりますが、秦野市の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正することについてということで、これにつきましては、公私連携幼保連携型認定こども園への移行に当たり、プロポーザル方式により運営法人を選定するための選定委員会を設置するという議案でございます。それについて、露木議員、木村議員、吉村議員からご質問がございました。

なお、これは常任委員会では可決されてございます。最終日に本会議で最終的な議決になる予定でございます。

それから、次の16ページ、文教福祉常任委員会付議議案ということで、まず、秦野市立学校の設置に関する条例の一部を改正することについてということで、これは、上幼稚園を上小学校に

移転するため、上幼稚園の位置の変更をするという条例の改正で  
ございます。佐藤文昭委員、山下委員、風間委員、横溝委員、吉  
村委員からご質問を受けてございます。後ほどご覧いただければ  
と思います。

次に、議案第14号「秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条  
例の一部を改正することについて」ということで、今まで規則で  
対応させていただきました、年収360万円未満の世帯に対する  
保育料負担の軽減措置と生活困窮者の入園料、保育料減免基準を  
条例に明記するための条例改正でございます。佐藤議員、山下議  
員、横溝議員、吉村議員からご質問を受けてございます。

最後、一般質問でございます。今回は高橋議員、吉村議員、佐  
藤議員の3人から一般質問を受けてございます。

まず、高橋照雄議員でございますが、子育て支援策についてと  
いうことで、公立幼稚園の運営配置実行計画にかかわるご質問で  
ございます。まず1点目は、配置の見直しの取組状況について、  
二次質問で、みなみがおか幼稚園の運営法人の選定に当たっての  
条件はどのようなか、そして、どのようなこども園にしていきたい  
のかというようなご質問でございます。それから、22ページに  
移らせていただきますが、三次質問で、みなみがおか幼稚園、上  
幼稚園以外に検討しているものはあるのかというご質問でござい  
ます。

それから、吉村議員でございますが、23ページに移ります。  
教育について(その7)というところで、教員の負担軽減について、  
これは中学校の部活動から生じる負担軽減、どのような対策を考  
えているのかというご質問、それから、2つ目として、全国学力・  
学習状況調査についてというところで、およそ10%強の児童生徒  
が学習支援を必要としていると考えるが、教育委員会はその辺は  
どう捉えているのかというようなご質問でございます。

最後、佐藤文昭議員から、教育施策についてというところで、み  
なみがおか幼稚園の認定こども園化について、取組みの現状、そ  
れから、二次質問で統合教育を継続してほしいというご質問をい  
ただいております。そして三次質問で、保護者の合意が得られて  
いない中で公私連携によるこども園化の見直しを求めるがどうか  
というご質問でございます。もう一つ、いじめ対策についてとい  
うことで、県の教育長、それから市町村の教育長が連名で発信さ  
れました、いじめ防止対策を推進するための申合せ事項について  
ご質問を受けてございます。それから、少人数学級の成果につい  
てというところで、二次質問がございました。

教育総務課長

私からは以上でございます。

私からは、臨時代理の報告について、オの報告第7号「秦野市部等設置条例等の一部を改正することに係る教育委員会の意見聴取について」をご説明させていただきます。資料7をご覧ください。

おめくりいただきまして、臨時代理書とございます。その中に理由がございますが、「秦野市議会議長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により」ということで、実は第23条は、職務権限の特例という項目がございます。第1項の中で、スポーツ、文化については、「地方公共団体の長が管理し、執行することができる」という規定がございます。今回、その規定に基づきまして、秦野市部等設置条例を改正して、文化に関すること、文化財を除くわけですけれども、その事務を市長部局に移管すると。それに伴いまして、ここに書いてございます2項では、「議会は、議案の議決前に教育委員会の意見を聴く」という規定になってございます。その規定によりまして、2月23日付けで教育委員会に意見聴取の依頼がございました。そういった中で、市議会からの回答期限が短いというようなことで、急を要するというところで、教育長による臨時代理を行ったものでございます。

おめくりいただきまして、これは回答書でございますが、裏面に議会からの意見聴取の照会文でございます。一番後ろのところに、実はこの議案については、市から市議会に議案を上程する際に、市長部局から教育委員会に意見についての申出があつて、同意する旨の回答に基づいて議案が上程されていますので、それと同様に、委員会としては異議がないということで回答させていただいているものでございます。

以上でございます。

教育指導課長

私からは(4)体罰調査の結果から(7)教科学習支援員までをご報告させていただきます。

まず、資料 No. 8「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について」でございます。

1月の教育委員会会議の中でも計画についてはご報告させていただきましたが、1月27日金曜日、学校から児童生徒、保護者へ質問用紙、回答用紙等を配布してございます。一部の学校で学校行事のために翌週の月曜日に配布した学校もございました。配布数につきましては1万3,363通ということで、その中で郵送された回答用紙は、小学校が22件、括弧の中が昨年の数字に

なっております。中学校については6件です。その結果、小学校は8件の報告を確認しました。その中で、8番については体罰ということで認定すると。小学校は1件ございました。中学校については、特にございませぬ。認定しなかつた内容につきましては、それぞれ各学校の校長先生と確認しまして、学校長から調査をしていただきまして、ほぼ指導の行き過ぎという部分だったと判断しております。体罰と認定された1件につきましては、既に参事のほうに報告のあつた内容ですので、ご承知おきください。2月24日付けで中教育事務所には報告させていただいております。

体罰調査については以上です。

続きまして、1枚めくっていただきまして、資料No. 9「就学指導の結果報告について」でございます。

本年度の審議人数は、児童生徒数237名、昨年が200名ということでした。この後、説明させていただきます大きなポイントとしては3つございます。今、冒頭で、昨年200名だったものが237名と報告させていただきましたが、審議人数の大幅な増加がまず1点。2点目は、本町小学校、南小学校、北小学校に新たな障害種別の学級が新設されたということです。本町小学校が弱視、南小学校は病弱、北小学校には肢体不自由という形になります。それから3番目に、特別支援学校適と思われる方が、保護者の強い要望により、地域の特別支援学級に進学したケースがあり、この3つが大きな特徴となるかと思ひます。

2番の審議内容についてです。就学指導委員会の審議が137名ということで、通級指導教室入級審査会での審議数が100名。こちら、昨年81名ということでしたので大幅に増加していることとなります。

続きまして、2ページ、3ページ目になりますが、学校別就学指導状況につきまして、(1)就学指導委員会での審議137名の学校別、種別のデータになります。大変膨大な資料になりますので、後ほど目を通していただいて、またご質問いただければと思っております。

続きまして、4ページ、5ページになります。5ページにつきましては、先ほどもお話ししました通級指導教室入級審査会での審議数ということで、こちら増加しております。先ほど教育部長のお話にもありましたが、来年度は通級指導教室をぜひ増設していただきたいということを県に要望するというようなことを考えてございます。



続きまして6ページ、4番、その他になりますが、就学相談のみの人数も82名、昨年度よりは若干減ってはいるのですが、やはりいろいろ相談が多い現状となっております。

就学指導に関しては以上です。

続きまして、資料 No. 10「教育支援教室いずみ事業報告について」です。

本年度の通室者数は、昨年度は14名だったのですが、今年度は21名の通室となっております。その中で、通室者の状況ですが、(2)にございますが、在籍校に完全復帰できた者が1名、在籍校への部分登校や保健室登校ができた者が5名となっております。

その中でもう一つ特徴的なことは、その下2つ目になりますが、通室して個別活動中心に支援を受けている生徒、これが数が増えているのかなど。いずみは小集団活動を前提にした施設なのですが、個別支援がまず必要な生徒が非常に多くなっていると感じております。

1枚めくっていただきまして、プログラムの内容、それから体験的活動のプログラム、(4)支援方針・内容の検討につきましては、いずみ開設当時からご助言いただいております横浜国立大学の岡田先生、東海大学の芳川先生、今年度もお2人にさまざまな場面でご助言をいただいている状況でございます。

もう1枚めくっていただきますと、今年度の(5)成果と課題について、でございます。特に私のほうで直接スーパーバイザーとお話をさせていただきますと、成果の(エ)今年度新たに臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、自立支援教室といった専門の方に入っていただいで適切な支援を仰ぐような形をとってございます。これは大変手応えがあったかと感じております。

ただ、一方でイ、課題の(ア)になりますが、先ほどもちょっと触れましたとおり、発達に課題を持つ児童生徒の入室、個別支援が必要な生徒が大変増えておりまして、次年度以降の大きな課題かと感じております。

いずみに関しては以上です。

最後に、資料 No. 11「教科学習支援員の活動報告について」です。

本事業は、東海大学の協力によりまして平成25年度より覚書を交わしまして本格導入を図っております。今年度も65名の大学生にご支援いただきました。さまざまな場面で大学という素晴らしい教育資源が地域にありますので、こういった大学の支えが

あって、こういった活動が成り立っているのだということを改めてご報告させていただきます。

今年度活動した学校は小中学校合わせて21校で、効果につきましては3番のところに記載がございます。事業が定着してきておりました、特に小学校では円滑な学生の受け入れ体制ができるようになってきています。学校の先生方がこういった活動が大変有意義だということをご理解いただいて、スムーズに支援に結びつくような体制がとれているかと思っています。

また、ボランティアの学生さんからも丁寧にアンケートをとらせていただいて、こういったような意見をいただいていると。重ねて言いますが、やはりこういった大学という素晴らしい教育資源を今後もぜひ活用させていただきたいと思っております。

以上でございます。

図書館館長

私は、次第の(9)「第30回夕暮祭短歌大会(作品募集)について」をご説明いたします。資料13をご覧ください。

今年度第30回目を迎えます夕暮祭短歌大会につきましては、現在、作品を募集しております。締切を4月15日土曜日ということで現在募集しております。概要につきましては、1人1首ということで、今、全国からの応募をいただき、昨日までの応募総数は92となっております。

裏面を見ていただきますと、夕暮祭短歌大会の作品の結果発表等につきましては、6月24日土曜日、午後1時半から図書館視聴覚室で行います。今回は表彰式と講演の2本立てとなっております。

3番のところに、昨年度の応募状況、過去4年間となっておりますが、昨年は301通、都道府県でいきますと全国32、また、海外からも45の応募がございました。今年度も既に海外からも何点かの応募が来てございます。

また、参考に夕暮祭のチラシをつけてございますので、もし応募できましたらお願いしたいと思います。

図書館からは以上になります。

教育指導課長

(8)の「平成28年度幼小中一貫教育の取組について」を落としておりました。すみません、報告させていただきます。

今年度の各学校の幼少中一貫教育の取組につきましてまとめた内容になります。

1点ちょっとお詫びですが、1中学校区が、提出が遅れてしましまして、教頭がインフルエンザになりまして連絡がとれない状態になっていて、学校長にもお願いしてあったのですが、ちよっ

	<p>とまだ提出いただけていない状態ということで、後日、提出がありましたら、また改めて送らせていただきます。</p> <p>この取組も5年になります。各学校様々な活動を展開していただいております。コミュニティスクールの部分についても、またいろいろな取組の中で報告させていただいておりますが、この幼小中一貫教育の取組については、秦野市の1つの財産という歴史のある取組で、今後もわくわく教育プランの中に位置付けられておりますので、ぜひとも推進してまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
望月委員長	<p>たくさんありますが、議会が3月議会ということで、普段ではない代表質問というものが3月はあるわけでありまして。ですから分けて質問、ご意見等を受けたいと思います。</p> <p>まず、(2)の議会について質問、ご意見を受けて、それが終わりましたら、(3)のオ以下、(4)から(9)はまた一括してご質問、ご意見等を受けたいと思います。よろしく願います。</p> <p>なお、議会のほうですが、代表質問が7人いますね。7人いますので、まず1ページから3ページ、だから、木村眞澄議員まで、ここまでで何か質問、ご意見ありますでしょうか。今井議員から木村議員まで。</p>
飯田委員	<p>2ページの大野議員の給食についての質問ですが、毎回こういった質問は出てくると思うのですが、答弁の中で「調査・研究を深めていく。」ということですが、何年か前にアンケート調査とかをやられたと思うのですが、来年度はそういった何か調査とか研究をやる予定があれば。</p>
学校教育課長	<p>特段、アンケート調査等は予定しておりません。ただ、近隣で学校給食、完全給食の形ではないですけれども、進めているところがありますので、その辺を視察させていただきながら、財政的な、経費的な部分も含めて研究していきたいと考えております。</p>
望月委員長	<p>よろしいですか。</p>
片山委員	<p>他にどうでしょうか。1ページから3ページ。</p>
教育研究所長	<p>3ページ、教職員用パソコンですが、これは、教職員の方々は個々のメールアドレスはお持ちなのではないでしょうか。教育研究所は持っていらっしゃるんですね。何か不都合とかはないのかなど。</p> <p>教育研究所は3名体制になっておりますので、教育研究所内では特にトラブル等はございません。</p>
片山委員	<p>先生が直で個々のアドレスは持っていらっしゃるのですか。</p>
教育研究所長	<p>昨年まで現場におりましたので、個々のアドレスは持ってござ</p>

いません。教頭が一括して外部からのメールをやりとりするとなっています。

ただ、これは私が回答してよろしいのかあれですが、情報政策とのやりとりの中で、神奈川県クラウドを今度再構築されるということなので、6月から今の通信システムが一部変更になって、もう少し使いやすくなるのかなということは報告を受けていますが、個々アドレスになるかどうかは、まだちょっと確認できていません。

教育長

非常に限定を狭くしました。今まで、例えば我々のパソコンがインターネットとも、それから市の内部のパソコンとかそういうものと全部つながっていたものを、国の方針で、侵入されてしまうということがあるので、完全に分離されているのですね。今、教育委員会は各課の担当に1台という制限が加わっております。ですから、学校などもそういう、メールなどは教頭のところにと話になっていますが、学校の要望としては、校長に来るものと教頭一般に来るものを分けてほしいという要望があるのですが、その辺のところを今、所管のところと言っているのですが、具体的にどうなるかは、まだ答えが来ていないのです。

望月委員長

他にどうですか。

それでは、私からお願いします。まず、今井実議員ですが、実は宮永記念美術館ができる前に市議会議員と美術協会の役員の方と市の生涯学習課の担当と山梨県のある町の美術館を視察したいという話がありました。ついては、私は当時指導室長をやっていたのですが、望月先生も同行してくれないかというような話がありまして、同行させていただきました。その美術館がどの程度役に立ったのかは私もわからないのですが、そんなような経過もありまして、私も宮永美術館については大変気にしているところがあります。かつて、この美術館が赤字になったときに、私は、教育で赤字になるのは当たり前のことだというようなことをこの席で発言させていただいたりしました。カルチャーパークのこれからの進捗状況はどういうようなことかというのをもう少し詳しく教えていただきたい。

第2点目は、今井議員の便器の洋式化率56.3%とありますが、加藤議員の一番最後のトイレ快適化の質問で、本市の洋式化率は56.2%とあり、今井議員のほうは56.3%で、0.1%しか変わらないのですが、これはいつのデータで56.3、56.2になっているのかを教えてくださいたいと思います。

それから、神奈川県洋式化というのは全国で1位だろうと思

います。秦野市はかなり進んでいますので、これからまたこういうふうに取り組むと100%になり、東京よりも洋式化が進んでいるのではないかと思います。さらにトイレの快適化を目指すという市の姿勢に敬意を表したいと思うわけであります。

それから、3ページのコミュニティスクールの件ですが、ここではただ抽象的に成果があると捉えているというようなことですが、これは本市が進めている教育の重点施策でもあるので、もう少し成果について、たった1年ですが、もう少し詳しくわかりましたら教えていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

生涯学習課長

宮永岳彦記念美術館でございますが、公共施設再配置計画の後期実行プランの中で、カルチャーパーク内の公共施設への移転も含め適正な配置の検討について位置付けられています。ただ今、望月委員長がおっしゃられたように、この美術館の設置に当たっては、宮永画伯の遺族から負担付寄附という形で、宮永作品と合わせて、名古屋にある土地に作品の常設展示施設を設置するという条件で寄附を受けた経緯があります。しかし、市議会や執行部の中で検討を重ねた結果、寄附された土地の立地条件や、当時建設されていた鶴巻温泉への日帰り入浴施設整備などを踏まえ、遺族の理解を得たうえで、観光やまちづくりの振興という視点で、日帰り入浴施設の隣接地に建設するということになりました。

こうした経緯がある一方で、公共施設の更新問題という大きな課題がある中で、市長の答弁のとおり、美術館も含め公共施設の機能や効果などを考えた適正配置について、長期的なスパンに立った検討が必要と考えます。ただ、現在の場所から移転すれば、果たして利用者が増大するかということもありますし、利便性や鶴巻の地域振興など総合的に捉えて、今後美術館のあり方を検討していきたいと考えます。

お答えになったかどうかわかりませんが、これが今の進捗状況です。

望月委員長  
教育長

ありがとうございます。

この宮永岳彦記念美術館は、先ほど課長が負担付寄附の話をしましたけれども、当初の遺族の要望は、収蔵庫があって展示室があるという本格的な美術館をつかってほしいという要望で寄附を受けたのです。それが実現しない場合には、その作品は返してくださいという負担付寄附でした。当時、平成12年が期限だったものですから、12年までになんとかしなくてはいけないという命題があって、今話したように、あそこに温泉施設をつくる時

に話が出た。当時、美術協会としては、特定の議員さんは、風呂屋の2階に何が美術館だと猛反対なんです。最終的に美術協会にもご了解いただいて、今のような別棟形式で行うことになった。ただ、それを遺族の方がそういう形で受け入れてくれるかどうかということをお大分交渉した結果、暫定的ではないのですが、今のような形態で美術館という名称をつけることをご了解をいただいたのです。

ですから、カルチャーパークも、公共施設の再配置計画ではそういう考えを持っていますが、遺族のそういう負担付というのは非常に重たいもので、これをまた通常でやるとなると、遺族の方としては多分、本格的な美術館というご要望があるのではないかと思いますから、そうしたことをきちんと整理したうえで臨まないと、では、公共施設の再配置計画の中でこういう位置付けがあるから、土地があつて、こういう建物をつくるのだからというだけでは物事が進まないというところにあります。

教育総務課長

トイレの関係でございますが、1ページ目の56.3%という数字と14ページの56.2%、0.1%ですけれども数字が違うというお話でございます。実は1ページ目の56.3%と答えている中、これは市長答弁でございます。そういう中で、これはあくまで全体ではないのですが、質問の中で、昨年秋に文部科学省が行った全国の洋式化率、県の洋式化率、そういった話からお答えさせていただいていますので、その全国でやった文部科学省の実態調査に基づくと秦野市は56.3%でしたので、その数字をお答えしています。

それで、14ページのほうは、56.2%、0.1%減っています。答弁のほうにも書いてございますが、細かく全部の便器の台数とか、洋式化になっている台数を加えて答えているのですが、これのベースになるのが、学校の職員室ですね。文部科学省の調査は職員室は子どものトイレではないので対象から外れていたのですけれども、うちのほうは、整備するとなると、同じ校舎の中に教職員用のトイレも含めてやっていこうという考えがございますので、もとになる台数が多少増えまして、それに伴って0.1%ほど洋式化率が落ちたと。最初の答えは国の調査、こちらは実際接置している台数でやったものですから0.1%ほどずれているということでございます。

教育指導課長

コミュニティスクールの検証結果と今後の展開ということで、成果というお話をいただいたのですが、コミュニティスクールは、教育力の強化のための学校改革の一つだと捉えております。秦野

市では以前から、子どもを育む懇談会というような顔の見える関係づくりをずっと進めてまいりました。それがベースにあってこういった取組につながっているのだと思いますが、一番大きな成果としましては、やはり学校運営協議会が法的な根拠に基づいて設置されるというものが1つ大きなポイントなのかと思っています。特に地域のコンセンサスがなかなか得にくい中で、学校がどうしても地域対応、保護者対応の中で孤立してしまうことを危惧する声もあります。そういった中で、地域のお力を借りながら学校の教育力を強化していくことが一番大きな成果になっていくのではないかと思っております。

実際に、教育委員会からいろいろなことをお願いする際に、これも来年度のコミュニティスクールに関して早い段階で打診をしたのですが、これについては、おかげさまで、こちらが予定していた数よりも多くの希望がありました。これは、やはり現場の校長先生方がコミュニティスクールの成果を実感されているのではないかと。口コミの中で校長会等で話題になっていることが1つの大きな要素になっているかと思っています。

以上です。

望月委員長

コミュニティスクールの成否は運営協議会の委員によることが非常に大きいわけですが、常に原点に戻りまして、来年度も委員を対象にした何か研修会を持つことによって、委員さんは自覚も出てくるし、それから、自分たちが関わって良かったという気持ちも出てくると思いますので、是非研修会は大切にさせていただきたいと思います。

それでは、4ページから13ページまででいかがでしょうか。何か質問等があれば。

片山委員

11ページの一番上の答弁の中に、一番下ですけれども、教育指導助手のスキルアップが必要だということが書いてありますので、どのようなスキルを言っているのか教えていただけますか。

教育指導課長

先ほども何度か触れさせていただいたのですが、近年、発達に特性のある子の支援が大変重要になってきておりまして、通常は巡回型とって、1つのクラスに入ったときに、クラスの中を回って採点をしたり、ということがメインになっているのですが、最近は、どうしても椅子に座ってられないとか、多動の子どもさんがいらっちゃって、その子の対応が共通の悩みになっています。そういったケースで専門家の方々にご講演頂いたり、先行事例を理解していただくことでスキルアップを図っていききたいとい

望月委員長

った趣旨でございます。

他にどうですか。

佐藤議員さんの自立支援教室事業は、訪問型支援体制だと思いますが、今は4名で体制を組んでいるのですか。家庭訪問などが中心で支援をしているということが想像されるのですが、これは学習支援が中心になっているのですか。

それから、横溝議員の要望で「『指導』という表記を『支援』に変えてもらいたい。」という、これは、秦野市として支援と指導とはどういうことなのかをしっかりと捉えながら対応していく必要があります。何でも支援ばかりがいいとは限らないと思いますので、秦野市では、支援というのはいくつかの考え方でいく、指導というのはいくつかの考え方でいくという考えに基づいて、「支援」に直すべきものは直す、「指導」に直すべきものは直すということによろしいのではないかと思います。

それから、風間議員の、「坡州への参加中学校の生徒数に差があり」というのは、年によって違うのか、学校によって違うのか、その辺をお願いします。

教育指導課長

自立支援教室に関しましては、ご質問いただいたとおり、4名の指導員が5ケース、5名の児童生徒に対応しています。今年度は、小学校の児童が4名、中学校の生徒が1名ということで、実はこの事業そのものは、反社会的な行動をしてしまう子どもたちが教室に入れなくなっているという中学生を想定したものでスタートしたのですが、先ほどから何度もお話の中で出させていただいた発達に特性のある子どもたちが増えてきていまして、小学校の早い段階から不登校になってしまうケースが多くなっています。ですので、以前は確かに学習支援だったり体験学習だったりということが多かったのですが、最近は、より野外活動というか、自然の中を散歩するとか、遊びの要素を取り入れた内容から入って行って、それで、関係ができた段階で学習支援に移行するというような形が大変多くなっています。

この答弁の中にもお答えいただいているのですが、来年度の予算で、不登校支援にシフトしていこうということを私の方で話を、部長、教育長にもお願いしまして、若干予算の配分を厚めにさせていただいて、課内調整をさせていただいて対応させていただきます。

それから、風間議員の坡州の件ですが、これは、やはり学校によって応募数に差があるということです。市内9校、満遍なくというよりは、ある特定の学校が多くて、ある学校はない。その辺



はどうなのかという趣旨でのご質問でした。私の方では、やはり事業の成果について丁寧に学校の先生方に説明をしていくことが大事だということをお話ししまして、もう既に指導主事が英語の研究部会に出向いて、その辺りについては調整をさせていただいております。ただ、子どもの特質と社会情勢もありますので、その辺は、やはり必ずしもこうなるということはなかなか言いにくいところはあるかと思えます。

以上です。

望月委員長

実はこの間、パサデナの方の年間の反省会を3日ほど前に持ったのですが、やはり中学生のスピーチコンテストへの参加が学校によってばらつきがあるというような意見がありました。いろいろな関係団体から物質的な支援をさせていただいているわけですが、学校によって非常にばらつきがあり、もう少し参加を呼びかける必要があるのではないかというような実行委員会の意見がありました。それに対して、学校は学校の事情がありまして、呼びかけているのですが、なかなかそれに乗ってくる学校と乗ってこない学校があります。私は第1回目から第6回目まで全部、参加のところについて分析しましたが、学校や地域の特性が出ていることがよくわかりました。それで、このままではちょっといけないのかなというようなことも思ひまして、学校の英語科の先生方1名が昨年から実行委員に入ってくださいました。そして、一緒に話合いに参加していただいているわけでありまして。

それから、今の韓国の事情という話がありました。実はスピーチコンテストで3名、この27日から派遣するのですが、1名は辞退者が出ました。それは、親の考え方で、今の韓国の情勢の中で派遣するのは非常に心配であるというようなことで辞退した生徒がいます。ですから、4位の生徒をそのまま繰り上げて行かせるのですが、今、課長の説明を聞いて、韓国の状況がそちらのほうでもいろいろと影響を受けているのかなということを思ったわけでありまして。

他にどうですか、よろしいですか。

片山委員

11ページですけれども、「遊具の事故」という言葉が、あまり見つかっていないのですが、実際に回って、見つかったこととかはよくあることなのではないでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

教育総務課長

遊具の事故自体は、特に遊具の故障とか不備に起因しての事故は、私の知る限りはございません。点検を行うわけですから、例えば鉄の部分の錆びが来ているとか、がたつきがあるとかとい

ったことで点検の報告を受けて修繕という対応をするような形にしておりますし、不備ではなくて、例えばブランコの座るところにぶつかってけがをしたなどということがあると、そこにゴム製のラバーを被せたり、ということがございます。

教育長

遊具ではなくて、学校施設ですから、過去、相当古い話ですが、サッカーゴールが倒れて、挟まって亡くなってしまった例があるのですが、最近では、遊具は定期点検を、以前は年2回ですが、今は年1回だと思いますが、定期点検のほかに日常点検をやっていますから、遊具でということはこのところ聞いていないですね。

片山委員

思いもしないことが発生する、思いもしない遊び方を子どもたちがすると思うので、何か事故が起きているみたいでちょっと気になりました。

教育長

しぶさわ幼稚園で今、子どもたちが、東海大学のご指導で運動能力の向上ということでやっておられて、ちょうど壁面にロープがたらしてあって、下にマットを持って、私も見に行つてびっくりしたのですが、子どもがそこをするすると登ったり、園長に危なくないのかと言ったら「ええ、大丈夫です」。平気なのかと思って。そういうマット程度のもので、それだけの能力が備わってきているのに私はびっくりしました。ロープマットというのですか。結果としては、その子たちが小学校へ行って、運動能力が高くなっているという数字として現れている。正直びっくりしました。

望月委員長

よろしいですか。

他にどうですか。

—特になし—

望月委員長

それでは、(3)のオから(9)まで、ございますか。

資料9の1ページのことばの教室というのは、見学に行ったこともあるので良くわかるのですが、まなびの教室は、例えばどんなことをやっているのですか。

それから、教育支援教室のいずみの事業報告の中で、いわゆる広域通信制高校が3名ありますね。この3名は、例えば進路先にコースなどがあるとすれば、どんなコースを選んで行くのか、非常に興味があるので、それを教えていただきたい。

それから、教科学習支援員の活動、資料11ですが、これは今、課長が説明したように、効果について非常に具体的に成果が上がっているわけですがけれども、これこそ本当にウイン・ウインの関係かなとこれを読んで改めて思ったわけです。学生にとってもいいし、学校現場にとってもいい。これを読んでいて非常にうれし

教育指導課長

くなりました。私からの質問は2つです。

まず、いずみの進路先ですが、2校ありまして、私立の通信制高校に合計3名になります。

それから、まなびの教室ですが、やはり通常学級に在籍していただきまして、LDですとかADHD、自閉症等で、子どもに応じて適切な指導が行われなければならないということで、ほぼ個別支援になります。1対1の指導の中で、学習障害の子に対して、その子が学習しやすい環境を整えて、それに適した教材をとということ、今、全国的にも埼玉や福岡を中心に大変効果が上がっているという報告があります。いわゆる通級という呼び名を文部科学省はしているようですけれども、全国的にも大変設置希望が多いと。その中で、予算のこともございますのでなかなかうまく設置まで行くのは難しいかと思いますが、基本的には個別支援、1対1ということ、

私は、本町小学校に見学に行かせていただいて、その中で、非常に落ち着いた、集中力が途切れないような環境配置ですとか、ユニバーサルデザインと担当の方はおっしゃっていただけけれども、集中できるような環境を整えて1対1で個別指導をする。その中に、最近パソコンを使った個別支援なども行っていただきまして、場合によっては、タブレット導入に当たっては教材の開発ということも考えております。

以上でございます。

望月委員長  
高橋委員

他にどうでしょうか。

資料 No. 11の学習支援員についてですけれども、先ほど委員長が言われたようにウイン・ウインの関係、大変いい関係が保たれていると思うのですが、一番下の効果についての(2)で、ボランティア学生からの大変良い感想が出ているのですけれども、ボランティアをされた学生で教職に実際に就かれた方とか、また目指している方の割合はどうかということと、秦野市内の教職に就かれた学生は毎年、どのくらいいらっしゃるかがもしわかれば教えていただきたいと思っております。

教育指導課長

具体的な数字はなかなかわからないのですが、私が知る限りでは、今年の新採用でそういった話が全然なかったわけではないです。秦野市でそういった活動をしていましたという学生さんはいらっしゃいます。

それから、東海大学全体の感覚としては、この65名の方は皆さん教職志望だと捉えております。私も説明会にも行きましたし、その中で、皆さん大変熱心に我々の説明に聞き入っていただきま

した。私も昨年現場にいて、教頭として学生さんを受け入れたのですが、その方は最終的には群馬県の前橋で教職に就かれるということで、今、教育実習中ですということを、北中学校だったので、離れてからも連絡をくれたりして、人と人との関係がうまくできているかなという感じはあります。

具体的に何名というのは、私のほうにバックデータがございませんので、また後ほど調べて報告したいと思います。

以上です。

望月委員長

参事、3月上旬あたりに面接して、東海大学の学生がいましたか。

教育長

毎年、東海大学の提携事業の運営協議会で、今の学長でなくて前の学長から指摘を受けて、協定の中では教育実習を20名受け入れるという協定になっております。実質それが毎年10名となっていて、その教育実習10名を行政の教育支援が弱まっているのだという話がありました。調べたところ、やはり地方出身者の学生さんは、地元に戻って教育実習を受ける。自分の母校で。そうでない方が一部秦野でやっておられて、受け入れる枠はあるけれども、そこができないのですよ、そんな話をしていました。

今回、面接をして既に決まった方を見ていると、やはり圧倒的に地方の方が多いですね。採用された方は。そういう中に東海大学の方がいられたかどうか。特に今年、傾向として見られたのは、臨任で、既に学校で教壇に立っておられる方が合格して採用されている方が相当数おいでになる。ですから、詳細をちょっと確認してみたいと思います。

望月委員長

今の件は、大学に聞いて。いや、いいですよ、得られたらで。これは大学でもなかなかつかめない部分がある。過年度生とかというものは、自分で言ってこない限りはわからないものだしね。わかる範囲で結構ですので。

それでは次に、お願いします。

片山委員

今の話、非常に良く言っていただいて非常にありがたいですが、何か悪い点があったら、直接伝えておいていただきたいです。

教育研究所長

悪い点というのは特に出ておりません。学生ですから、皆さん、私のころの学生とは全然違うなど。ちょっと別になりますが、今年の1月に東海大学の体育学部で授業をやってくれということで、保健体育は今、指導課に私しかおりませんので、私が行って授業をしてきたのですが、体育学部の学生というと、自分がそんなので、あまり授業中聞いていないというのがベースにあったのですけれども、今の学生はほぼ全て、寝ないですし、メモはとり

ますし、私はかなりカルチャーショックを受けました。ですから、非常にまじめです。

ただ、どうしても思ったこととイメージが違ったりとか、大学の授業との関連で途中で辞めてしまう方がゼロではないのも事実です。ですから、その辺は丁寧な説明が必要かと思っています。

以上です。

望月委員長

それは、もう教壇に立った途端、みんな吸い込まれるような感じがしてなのですかね。

教育長

その辺は、前教育委員長の高野先生にも一生懸命努力していただいて始めていただいたのですが、そのときの先生も大変心配されていて、学校の現場に入って、もし学生がトラブルとかそういうことがあったら困るなという思いも私は持っております。何しろ、選りすぐってということをおっしゃっておりました。そういう意味では、本当に今、課長が言ったように、しっかりした学生が選抜されてきているなという印象を持ったのですね。全てがその教育になっているかどうかがちょっとわからないものですから、そこを、どうも地方も大分子どもの数が減ったことによって教員の採用数が減ってきていますから、なっているかどうかは今のところわからないのですけれども。

望月委員長

では、佐藤課長からもお願いしますよ。

飯田委員

では、他にどうでしょうか。

資料 No. 9の3ページで、4月1日から通常の学級から特別支援級ということは、途中で移られる、普通の学級から特別支援級に移られるということですね。そういったときに、その判断は保護者がされるのか、また、先生のほうから移られたほうがいいですよというような判断をされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

教育指導課長

その辺りは、先ほど指導と支援というお話がありましたが、保護者の方に現状を理解していただいて、子どもにとって適切な学習環境がどうなのかということをごりぎりまで詰めるような作業になります。

すみません、1点漏らしておったのですが、この就学指導委員会という名称も、実は昨年、県が教育支援委員会という名称に変わっています。「就学指導」ではなくて「支援」と名称変更しました。今、決裁は教育長にいただいておりますが、来年度につきましては、就学指導委員会は名前を変えて、県にならって「教育支援委員会」という形で考えております。ですから、今の飯田委員のご質問でお話をいただきましたが、やはりそのあたり、あな

たはこうだからこちらへ行きなさいということではなくて、子どもにとって適切な学習環境は何かということ各学校と保護者の方、そして教育委員会も間に入って何度もやりとりをさせていただいているという形になります。

以上です。

望月委員長

他にどうですか。

図書館長、前田夕暮祭で毎年海外からも応募があつて大変うれしく思うのですが、今年度も既にあるということで、4月15日必着になっているのですが、今まで館長が経験している中では、時期的に応募がたくさん来るのは、例えば4月10日ごろとか5日ごろとか、何かそんな記憶はございますか。

図書館館長

このところは応募が増えてきています。4月15日が締め切りですが、実際には1日、2日まだ見る場合がございます。やはり一番多くなるのは最後の4月10日近くになると、投函されてくる数が市内も含めて増えてきますので、これからの量が多いかとは見ております。

以上です。

望月委員長

大いに期待したいと思います。

他にどうですか。

—特になし—

望月委員長

それでは、次に移ります。

それでは、議案第10号「平成29年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について」の説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第10号についてご説明させていただきます。

平成29年度の基本方針及び主要施策を定めるということで提案するものでございます。

おめくりいただきまして、1ページでございます。平成29年度基本方針ということで、これにつきましては、平成28年度から5年間の計画期間に策定いたしました「はだのわくわく教育プラン」の基本方針に即しまして5項目ほど設けてございます。この項目に沿って主要施策という構成になってございまして、2ページ以降が、この平成29年度の方針を踏まえた主要施策ということになります。

まず、2ページの(1)未来に向かって、たくましく生きる子どもの育成という部分でございますが、6点ほどございます。まず、1番目が学力の定着・向上ということで、指導主事の派遣等の部分、また2番目に豊かな人間性の育成ということで、道徳教育の推進、3番目にいじめ等の対策の推進ということで、いじめ

相談等の充実という部分を入れさせていただいてございます。4番目で不登校対策ということで、支援教室いずみの充実、スクーリング・サポート・ネットワーク事業の推進ということ、5番目で、ICT化の推進ということで、活用の研究と情報モラル教育推進、6番目に、公立幼稚園の配置の見直しということで、今進めていますみなみがおか幼稚園のこども園化と上幼・小の施設一体化を生かした取組の推進ということでございます。

3ページ目に行きまして、(2)地域力を生かした地域と共に育ちあう学校づくりということで、学校支援づくりということで、コミュニティスクールの推進、支援教育の推進ということで、介助員の派遣ということ。

(3)快適な教育環境づくりという部分では、西中学校体育館の整備ということで、基本設計、耐力度調査の実施、2番目に施設の長寿命化の推進ということで、従来の対象に加えて、先ほどもお話がございましたが、新規としまして学校トイレの洋式化と幼稚園保育室への空調設置ということ、3番目で教育施設の一体的整備の研究ということでございます。おめくりいただきまして、4ページになります。4番目でICT教育の環境整備という部分で、タブレット端末の導入、教師用パソコンの整備ということと、新規で関連機器の導入、テレビモニター等の導入でございます。それと、同じく新規で情報セキュリティの対応を載せさせていただいております。

(4)生涯にわたる学習活動の推進ということで、地域学習の推進、ふるさと講座、報徳仕法の啓発、図書館サービスの充実の中で資料の充実、3番目の読書活動の支援ということで、読書通帳の配布、ブックスタート事業の推進、4番目で公民館施設長寿命化ということで、施設の改修事業の実施ということです。

5ページ目に行きまして、(5)文化活動、伝統文化、文化財の保存・活用という部分でございますが、資料等の活用の推進ということで、特別公開、講座の推進、2番目で図書館づくりの推進ということで、短歌大会等の開催ということでございます。

この基本方針に基づく、今お話をしました主要施策を平成29年度の基本方針、主要施策ということで定めて、平成29年度の事業の実施をしていくつもりでございます。

説明は以上です。

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見ございますか。

基本方針については今までかなり議論してきたからこれでよろ

望月委員長

しいわけですが、体系図をちょっと見ていただきたいと思います。この中から、私がうっかりしているのか、まず、一貫教育ということが見当たらない。それから、中学校で豊かな心をはぐくむ懇談会はかなり重視していたことではないかと思うのですが、この一貫教育と中学校区の豊かな心をはぐくむ懇談会が、ここには何か背景があるのですか。

教育総務課長

今、体系図のお話がありました。幼小中一貫教育の推進自体は、体系図の中で、細かくて恐縮なのですが、基本方針と具体的な施策の内容をつなぐベースになるものということで、幼小中一貫教育を通した子どもの育成ということで、それを抜き出すのではなくて、もうそれをベースの一つひとつの学力の定着以下の基本方針をやっていこうということでそういうふうにしたものですから、特に主要施策の方には入れていないような状況でございます。

それと、育む懇談会でございます。以前は抜き出していたこともあったと思うのですが、主要施策というよりは、もう実際に実現していくツールという見方で今回は臨むという形です。

望月委員長

わかりました。

他にどうでしょうか。

これはどう学校に配布するかわからないけれども、秦野市教育委員会の教育目標の具現化のためにこういうようにしていくわけですから、こういう表をつくる際には、秦野市の教育目標を必ず入れておくとうろしいと思います。大体よく覚えていない教員も多いと思いますので、必ず目標をどこかに入れておく、それでこうだという、それがよろしいかと思います。

他にいかがでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第10号「平成29年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について」、原案のとおり可決することについてご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「秦野市立西中学校運営協議会委員の任命について」の説明をお願いいたします。

教育指導課長

お手元の議案第11号です。秦野市学校運営協議会規則第7条第2項の規定に基づきまして、西中学校より学校運営協議会委員の推薦がありましたので、同規則第7条第1項の規定により提案



望月委員長  
飯田委員

教育指導課長  
望月委員長

飯田委員  
望月委員長  
教育長

望月委員長

望月委員長

教育総務課長

するものでございます。

別紙がございます。前回の協議事項としても出させていただきました。ただ、下にございますが、人事異動等による変更等は、教育長臨時代理で対応ということになっております。これは現時点での役職で名前が入っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

本件に質問、ご意見ございますか。

7番、多分これは今度のPTA会長だと思うのですが、これは男性だと思うのですが、ちょっと確認されたほうが。鈴木恵って、たしか。

確認させていただきます。

それから、細かいことですが、小野さんがいますね、「サポートクラブ（PTAOB会）」とありますね。それで「事務局長」とあって、この括弧をとって事務局長の次に括弧を持ってきたほうが、次との整合性から見てもよろしいのではないのでしょうか。

それから、PTAOB会というのは、きちんとした正式名なのか学校のほうに聞いたほうがよろしいかと思います。必ずしもPTAのOBだけの会ではないですね。

会ではないですね。趣旨がそうなのですよ。OBではないです。

婦人会の方とか地域の方も入ってのサポートクラブなので。

再確認しましょう。学校から出てきているらしいですが、再確認します。

サポートクラブのでき上がった趣旨をまだ学校で理解していないかもしれないですね。男と女は重要ですね。

それでは、議案第11号「秦野市立西中学校運営協議会委員の任命について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、協議事項に入ります。

(1)「秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会規則を制定することについて」の説明をお願いします。

そうしましたら、協議事項(1)でございます。これにつきましては、みなみがおか幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園にするということの中で、その設置及び運営に関する法人、これは公募型プロポーザル方式、提案をいただいて、審査基準で一番高得点のところを選ぶわけですが、その選定に当たって、

秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会を設置するものでございます。

これにつきましては、実は今、議会の中で議案として上程している附属機関の設置の条例がございます。その中に位置付けを行っておりますので、今回は協議事項で案として出させていただきます。

具体的な内容でございますが、選定の委員は9名ということで、内訳は書いてございませんが、今の予定では、学識経験者4名、保護者の方が1名、市の職員が4名。これは現場の教職員も含めてですけれども、4名という9名体制を考えてございます。それで、会長、副会長を1名置くということ、あと、4番で、会議は会長が招集して、議長になるということ、2ページ目になりますが、会議については、これは審査会ですので非公開としていくことと、会議録は要点の筆記にしていく、あとは、一般的な秘密の保持ですとかという部分を書かせていただいております。

この、みなみがおか幼稚園のこども園化の運営法人の選定につきましては、6月末を目処にということになってございます。先ほど言いましたように、議決をした後にこの設置ということになりますので、4月半ばに設置して、6月末までの間に3回ほど選定委員会を開催して、6月末までに運営法人を選定していく、そんなような予定になってございます。

以上でございます。

望月委員長

何か質問ございますか。

附則で、「この規則は、公布の日から施行する。」というのですが、およその見通しはいつごろになるのですか。公布の日から施行するとありますけれども、いつごろになるのですか。

教育総務課長

いずれにしても3月23日の議決後でないと、これは規則自体が制定できませんので、今の予定では、第1回目を4月中旬に予定していますので、それまでには設置を考えます。

望月委員長

要するにメンバー構成ということですね。

教育総務課長

そうです。

望月委員長

他にどうでしょうか。

高橋委員

学識経験者4名となっておりますが、どのような分野からというのは。

教育総務課長

4名の学識経験者の方ですけれども、1名は大学の先生、もう1名は市内の元学校の校長先生、あとは、幼稚園のあり方検討委員会で積み重ねてきましたので、民間の方でそういう委員に入っていたいただいていた方を1名、もう1名は税理士になると思います

望月委員長

が、会計の専門の方、その4名の方を今予定しているところでございます。

他にどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

次に、(2)「秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例施行規則の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

協議事項(2)の徴収条例の施行規則の一部改正でございます。

これにつきましては、昨年年第1回定例会の中で、保育料を今まで8,800円だったものを9,800円に変えるとともに、所得や世帯構成といったものに依じた保育料の表に、教育委員会のご議決をいただいて、市議会でもご議決をいただいて議決しました。その施行が、平成29年4月からになります。その施行に伴いまして、関係条例の施行規則を定めるものでございます。これにつきましても、先ほどと同様に、今定例会に多子軽減等の改正が一部ございましたので、基本の部分は変わらないのですが、一部改正していますので、これについても3月23日に議決を得ないとこの施行規則がつかれませぬので、今回、協議事項という形で上げさせていただいております。

内容でございますが、1ページ目でございますように4点ほどございまして、まず1点目が、保育料の額の算定ということで、これにつきましては、基本的に、今までは一律で8,800円、今度新しく4月からは、世帯の所得または子どもの数が2人以上いるような世帯の場合には料金表が変わってきますので、それに伴って、どの料金の区分に当たるのかを提出書類をいただいて所得の状況等を確認する必要がございますので、そういった部分の書類の提出の規定ですとか、未申告、申告と書いてございますが、申告の場合には最高額、9,800円が最高額ですが、そういったものにしていくとか、あと、所得の状況も、前年の所得は6月でないとなかなか出てこない部分がございますので、今度は前期、後期2期に分けて、前期の部分については前々年、今年で言えば平成27年の所得に応じて料金表の区分をしていく、後期は平成28年の所得に応じてといった部分が出てきますので、そういった部分を、今まで一律でなかった部分を加えるということでございます。

2番目の通知方法ということで、これも同じように、世帯によって所得ですとか構成によって保育料の額が変わりますので、今までは通知してございませぬでした。一律8,800円で、減免の規定という中で申請をいただいてやっていたんですが、今度は市

のほうから、あなたのお宅は月幾らですということで保育料の額を通知しますので、それを規定に入れさせていただいてごさいます。

それと、第5条は、今まで多子世帯は減免制度でやっていたのですが、今度は料金表に入れました。減免制度は料金表に入れましたが、ここに書いてごさいますように、それを除いたような、年度の途中で所得が著しく少なくなるとか、疾病、災害、失業といった部分があった場合には、これは減免で対応させていただきます。例えば、めくっていただいて3ページの右下に別表第1ということで、所得が大きく減じた場合の基準ですとか、4ページも同様に、そういった減額の基準についても施行規則に位置づけを行うということでごさいます。

4番目の、今までは条例に定めていました生活困窮世帯ですとか多子世帯への減免については、条例の中に料金表という形で入れましたので、これについては全て削除しております。

いずれにしても、今年の料金改定に伴って、必要な部分を条例の施行規則で位置付けていくというものでごさいます。

以上でごさいます。

望月委員長

何か質問、ご意見ありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、次に移りたいと思います。

次に、(3)「秦野市部等設置条例等の一部改正に伴う秦野市教育委員会規則等の一部を改正することについて」、今日配られたこれをご覧ください。

教育総務課長

それでは、協議事項(3)でごさいますが、部の設置条例の改正ということで、これもまた同様に、3月23日の閉会日に議決するような形になるわけですけれども、今回、部の設置条例、条例議案等のご審議をいただいて、ご説明させていただいているところでごさいますが、平成29年4月から、生涯学習課及び図書館にかかわる事務を市長部局の市民部のほうに移管します。それに伴って、関係する規則、規程、ここに書いてごさいますように9件になりますが、その改正及び廃止をするということでごさいます。

内容でごさいますが、おめくりいただきまして、まず1ページでごさいます。教育委員会規則の中の教育委員会所管の公の施設の事務室等管理規則でごさいます。これは、使用の秩序ですとか事故等の事前防止を目的に適切な管理をしていくということで、管理責任者を定めている規則でごさいますが、その中の公民館、

桜土手古墳展示館、図書館については、教育部長だったものを市民部長が管理責任者となるということでございます。宮永岳彦記念美術館につきましては、文化に関する部分となりますので、先ほどもお話ししたように、その権限自体が市長部局に移行します。スポーツと同じようなことになるのですけれども、そういうようなことで、宮永岳彦記念美術館の施設の管理責任者の位置付けは、こちらを削除して、市長部局で定める同様の規則に入れていくこととなります。

それと、訓令、規程になりますけれども、関係施設の防火管理者を定める規程でございます。これも、防火管理者を設定して、火災や地震等の災害のときに人的な被害の軽減を図るものでございます。これにつきましては、同じように宮永岳彦記念美術館につきましては文化行政の市長部局へ移管という位置付けになりましたので、これを削除して、市長部局の同様の規程に位置付けをしていくということでございます。

3番目の事務局組織の規則でございます。これは、事務局の部、課、担当の設置と事務分掌ですとか組織に必要な事項を定めているわけですが、その中の組織の部分で、右側の下線の欄ですが、生涯学習課の部分につきましては、市長部局の同じように事務局の規定がございますので、こちらを削除して、そちらのほうに入れていくということです。教育委員会の権限の中にあるのですけれども、事務局としては市長部局にいますので、生涯学習課の部分は削除していくということでございます。

2ページ目でございます。事務決裁規程でございます。これは教育長の権限の中の事務の代決ですとか専決ですとかといった部分を定めて決裁の責任者を明確にするという規則でございます。これにつきましては、あくまでも教育委員会としての部分に残る部分を、改正後は、名前が「生涯学習課」から「生涯学習文化振興課」になりますけれども、教育委員会の権限として残る部分だけを担当課の主管課の名称等を変更するとともに芸能文化の部分と宮永岳彦記念美術館については、教育委員会の規程の中から除いて、市長部局の方で位置付けをしていくという格好になります。

2ページの下の関係職員の職の設置に関する規則、これは事務局の職員の職ですとか職の種類ですとかといったものを規定するものでございます。これにつきましても同様に、これは関係職員、事務局の話になりますので、削除させていただいて、同様の規定を市長部局で定める規則に入れていくというものでございます。

おめくりいただきまして3ページでございます。勤務時間等の

特例に関する規程ということで、これも同様に、職員の勤務時間がございますので、権限とは関係なく、公民館、桜土手、図書館、これに勤務する職員の対象の範囲を、その4つについては教育委員会の規程から削除するものでございます。

その次の図書館条例施行規則でございます。図書館条例の部分はもちろん権限は残りますので、今言った内容ではなくて、これは単純に担当が、「庶務奉仕担当」を「図書館担当」ということで、担当の名称が変わりましたので、それを変えるものでございます。

次は、先ほど来、権限自体が市長部局に行く宮永岳彦記念美術館条例の施行規則自体を教育委員会規則の中から廃止させていただいて、新たに市長部局でこの条例の施行規則を定めるということでございます。

それと、その次は桜土手古墳展示館の例の施行規則、こちらは、権限自体は教育委員会に残ります。そのようなことで、市の職員の職の設置に係る部分、そこだけは削除するというので、第3条の部分は削除して、ここに「課長代理をもって充てる。」という部分を市長部局の職の設置のほうに入れて、それ以外は現行どおりということでございます。

いずれにしても、非常にわかりにくい部分があるのですけれども、文化財を除く文化の部分については、その権限を市長部局に移管するというので、もう1点は、生涯学習ですとか文化財ですとか図書館の部分は、権限自体は教育委員会の権限になりますので、事務局職員の規定部分は今回外させていただいて、市長部局で位置付けていくということになりますので、そのような部分の整理の中で教育委員会の規則を改正していくことになります。

先ほど申しましたように、議会の最終日が議決の日になりますので、それ以後にこの規則を定めることになりますので、4月1日から施行ということにしますので、教育長による臨時代理によって処理させていただいて、4月の教育委員会議の中で報告させていただくという予定でございます。

望月委員長

何か質問ありますか。

生涯学習課は生涯学習文化振興課という名称になるのですか。

それで、生涯学習課は教育庁舎に引き続きある、それとも向こうに移るのですか。

教育長

現行では、事務室は今のままの状態でございます。

望月委員長

他にどうですか。ちょっといろいろややこしい部分があるのではないかと思います。

教育長

では、これはまた読んでいただいて、いろいろとわからない部分があると思いますので、また個々に。

法律上の手続に従ってやっているものですから非常にわかりにくいですね。ただ、確実にこれはやらないといけないというものですから、特有の言葉の使い方がありまして本当にわかりにくいと思うので。ただ、今回の組織機構の改正に伴ってどうしてもやらなければならないものを、法律上の判断に基づいてやっていると理解しております。

望月委員長

よろしいですか。

—特になし—

望月委員長

では、何かありましたら、また個々に言っていただければと思います。

生涯学習課長

その他の案件はございますか。

お手元に資料をお配りしましたが、これは、本町四つ角にある昭和初期の建造物である「宇山商事店舗兼主屋」について、前々から国の登録有形文化財に向けた手続きについて報告していますが、3月10日に、国の文化審議会から文部科学大臣に登録について答申がありました。今後、文部科学大臣が登録していきますが、登録の日にちは未定ですが、この結果を国や県、市から記者発表し、お手元の資料のとおり新聞に記事が掲載されました。新聞記事の中で、建造物で市内初の登録となっていますが、これは誤りで、既に土木構造物として水無川上流にある堰堤が国登録の有形文化財となっています。市内初の建物での登録というのが正しい形です。

また、タウンニュースにも掲載されていますが、この登録に当たっては、東海大学の2人の教授が見学をしたのがきっかけで、特に小沢朝江教授は、私も何回かお会いしていますが、申請書類の作成を担当されており、この方の尽力がなければ、このような結果にならなかったということをお伝えします。

最後に、今回、秘密会でご説明しましたが、今後3件の歴史的建造物について、国登録の申請手続をしています。6月と7月には、今回と同様な嬉しい報告を受けるものと考えていますので、公表できる段階になりましたらご報告させていただきます。

以上です。

望月委員長

今度あそこを通るときに、この間通ったのですけれども、ちょっと私も目つきが変わりまして、「あっ、これだな」と思いましたが、宇山社長によるところ、いつでも見学させているのですか。

生涯学習課長

本日午前中に現地を訪れ、所有者とも懇談してきましたが、国

	登録の新聞報道後、多くの方が見学に訪れているようで、所有者も極力見学を受けるとのことでした。
望月委員長	行く場合は、生涯学習課長にお話しして。
生涯学習課長	私を通じて所有者に話をしたほうがスムーズに行くかもしれませんので、見学の際は事前にご連絡ください。
望月委員長	では、もしそのようになりましたら、よろしくお願ひします。他にいかがでしょうか。
	その他の案件はありませんか。
	—特になし—
望月委員長	それでは、次に選挙に入ります。
	(1)「秦野市教育委員会委員長の選挙について」の説明をお願ひいたします。
教育総務課長	それでは、委員長選挙について説明いたします。
	望月委員長の任期が平成29年3月31日で満了することに伴いまして、新たな委員長の選挙をお願ひするものでございます。
	秦野市教育委員会会議規則により、旧教育長が在籍する間の経過措置として改正前の規則が適用されることから、新委員長の任期につきましては、現教育長の任期である平成29年8月31日までとなります。
	なお、委員長選挙の方法については、改正前規則第2条により、無記名投票と指名推選の方法が規定されておりますが、いかがいたしましょうか。
片山委員	私は初めてなので、今までどちらだったのか教えていただければと思います。
教育総務課長	従来は全て指名推選によって選出をされております。
飯田委員	ただいまの従来は指名推選で行われているというお話がありましたので、今回も同様、指名推選でよろしいのではないのでしょうか。
望月委員長	ただいま指名推選というご意見がございましたが、指名推選で行うということではよろしいのでしょうか。
	—異議なし—
望月委員長	それでは、委員長選挙は指名推選で行うことといたします。
	それでは、推薦をお願ひいたします。
飯田委員	これまでの経験、人格など、また高い見識などいろいろ総合的に判断して、望月委員に委員長をお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。
片山委員	私も同じ意見で、望月委員にお願ひしたいと思ひます。
望月委員長	それでは、お諮りいたします。



平成29年4月1日から8月までということで5か月間、望月委員、私が委員長ということでご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

異議なしと認めまして、私が委員長として決定いたしました。事務局、何かありますか。

教育総務課  
課長代理

そうしましたら、ただいま委員長が決定いたしましたので、一言ごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

望月委員長

それでは、ただいま委員長に推挙されまして、改めて身が引き締まる思いがしているわけでございます。

私は1967年、昭和42年に西中学校の教員となりました。そして、今49年、来年度の、2017年度は秦野の教育にかかわって半世紀、50年を迎えることとなります。そういった私にとっても記念すべき年に来年度も引き続き委員長を仰せつかりました。ただ、新しい教育委員会制度になりまして、秦野は9月1日から新制度で行くということでもあります。多分私が最後の委員長になるのではないかと考えていますが、50周年、半世紀の秦野の教育に携わったこと、そしてまた、最後の教育委員長になるだろうということを考えますと、何か不思議なつながりといひますか縁で結ばれているなど感じているわけでございます。

内田教育長は常日頃、教育委員会とは学校の後方支援であるということをお話されております。私は今まで委員長として心がけてきたことは、我々も教育委員会事務局の後方支援役として、そして、少しでも事務局が秦野の教育を充実・発展させてくれるような、働きやすいような後方支援を心掛けてきました。もちろん教育委員会ですから、我々教育委員としてはチェック機能という大きな使命があります。ですから、それも忘れないようには心がけてきました。

これからも私たち教育委員会は、教育委員会事務局の後方支援とともにチェック機能を働かせながら、秦野の子どもの未来を皆さんとともに考えて、できたら行動して、ともに汗を流す、いわゆるこれを「共汗」の精神を持って努力していきたいと思っておりますので、引き続き教育委員並びに教育長、部長をはじめ事務局の皆さんのご支援、ご協力をお願いいたします。

教育総務課長

次に、委員長の職務代理についてでございます。改選前の秦野市教育委員会会議規則第3条では、あらかじめ教育委員会が指定する委員が、その職務を行うと規定されております。

なお、職務代理につきましても、任期は現教育長の任期である

望月委員長

平成29年8月31日までとなります。

以上です。

ただいま教育総務課長から説明がありましたが、指定する委員はいかがいたしましょうか。

片山委員

職務代理者には高橋委員が適当と考えますが、いかがでしょうか。

望月委員長

ただいま高橋委員という声がありましたが、お諮りしたいと思います。

平成29年4月1日から平成29年8月31日までの5カ月間、高橋委員が委員長職務代理者ということでご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

異議なしと認め、高橋委員を委員長の職務代理者に指定いたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、秘密会の前に次回の日程調整を行います。

—以下省略—